白百合女子大学オープンアクセス方針実施要領

この要領は、「白百合女子大学オープンアクセス方針」(以下「本方針」という。)の実施に必要な事項を定めるものです。なお今後、本実施要領の改訂が必要となる場合には、学術機関リポジトリ運営委員会の責任において実施するものとします。

(趣旨)

1 白百合女子大学(以下「本学」という。)は、本学において生産された研究成果(以下「研究成果」という。)を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(1) オープンアクセスとは

学術情報がインターネット上で無料および制限のない状態で公開され、なおかつ自由な閲覧等が可能であることを言います。

(2) 本方針の趣旨

本方針は、本学の研究成果の公開を推奨するために、本学が大学組織全体として学内外へ意思表明を行うものです。

(研究成果の公開)

2 本学は、出版社、学協会、学内等で発行する学術雑誌等に掲載された教職員の研究成果を、白百合女子大学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(1) 教職員の範囲

本方針の対象となる教職員の範囲は、教員(教授、准教授、講師、助教、名誉教授)及び職員です (非常勤含む)。本方針の対象となっていない本学大学院学生、大学院研究生、センター構成員等に ついても、リポジトリへの登録を推奨します。

(2) 研究成果の範囲

本方針の対象となる「研究成果」は、「白百合女子大学学術機関リポジトリ規程」第5条2項、3項の登録対象物となります。

なお、リポジトリに登録されたデータは、教職員が退職等により本学に在職しなくなった場合も 引き続き保存、公開されます。

(3) リポジトリの使用

本方針は、教職員の研究成果の公開のためにリポジトリへの登録を推奨します。また本方針の対象となっていない本学大学院学生、大学院研究生、センター構成員等についても、リポジトリへの登録を推奨します。

(4) 著作権

リポジトリへの登録にあたり、研究成果の著作権が本学へ移転することはありません。登録前の 著作権者が著作権を保持し続けます。

参照 白百合女子大学学術機関リポジトリ規程

(登録対象物)

- 第5条 リポジトリに登録することができる成果物は、本学において生産された次に掲げる教育・研究生産物とする。
 - (1) 学術論文(博士論文)
 - (2) 学術論文(紀要論文、学術雑誌掲載論文、学会発表資料等)
 - (3) その他、リポジトリ運営委員会が適当と認めたもの

(適用の例外)

3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

リポジトリでの公開は、「白百合女子大学学術機関リポジトリ規程」(以下「リポジトリ規程」という。) 第6条、第9条の登録要件を満たす必要があります。この要件を満たさないものまたはリポジトリ規程 第12条に当てはまるものは、「不適切」となります。

参照 白百合女子大学学術機関リポジトリ規程

(登録要件)

- 第6条 リポジトリに登録することができる成果物は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 知的財産権に係る法令等、学会等の投稿規約等、商業出版社との契約条項等の問題が生じないものであること
 - (2) 公開することにより倫理上、法令上その他に問題が生じないものであること
 - (3) ネットワークを通じて配信が可能であること
 - (4) 無償であること

(成果物の利用許諾等)

- 第9条 登録申請者は、著作権が登録申請者にある場合は、第8条の登録手続きをもって、著作権 の一部(複製権および公衆送信権)を本学に許諾したものとみなす。
 - 2 著作権が複数の者に帰属している場合または登録申請者以外の者に帰属する場合には、登録申請者は、あらかじめ関係する全ての著作権の利用許諾を得ておかなければならない。

(削除・非公開化)

- 第12条 リポジトリに既に登録された成果物が次のいずれかに該当する場合には、リポジトリ運営 委員会の議を経て、図書館は登録された成果物の一部または全部を削除または非公開化 することができる。
 - (1) 削除・非公開化の申請があった場合
 - (2) 公開が適当でないと認められ、削除または非公開化と判断された場合
 - (3) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害するまたは社会的に見て著しく不適切な内容を含むと認められた場合

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針の施行以前に公表された研究成果ついては適用されません。

(リポジトリへの登録)

- 5 リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「白百合女子大学学術機関リポジトリ規程」に基づき取り扱う。
- ・リポジトリへの登録は、「白百合女子大学学術機関リポジトリ規程」第8条に基づき、登録を希望する 者が、図書館に登録申請手続きを行います。 具体的には、
 - ・所定の申請書と登録要件を見満たした PDF データを図書館に提出する。申請及び PDF データ作成については、図書館にご相談ください。
 - ・申請を学術機関リポジトリ運営委員会にかけ、了承されたものを図書館でリポジトリに登録します。

参照 白百合女子大学学術機関リポジトリ規程

(登録手続き)

第8条 登録申請を希望する者(以下、「登録申請者」という)は、様式1により図書館に登録申請 手続きを行うものとする。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本方針の実施に際し必要な事項は、この要領及び「白百合女子大学学術機関リポジトリ規程」に定めています。要領の内容は、今後変更される場合があります。

(附則)

この方針は、2020年(令和2年)4月1日から施行する。

本方針の施行日は、2020年(令和2年)4月1日となります。

※2020年(令和2年)1月9日 教授会にて「白百合女子大学オープンアクセス方針実施要領」を承認